

令和 3 年 8 月 5 日 招 集

第 5 回 天 草 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和3年第5回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第9号	専決処分事項の報告について	令和3年 8月5日		
議第121号	熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部 変更について	"		
議第122号	工事請負契約の変更について	"		
議第123号	工事請負契約の変更について	"		

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月5日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和3年6月29日（火曜日）
午前11時30分頃
- 2 事故発生場所 天草市牛深町2415番地6地先（牛深町岡三区内の生活道路）
- 3 和解の相手方 天草市東町7番8号
株式会社天草みらいコンクリート（車両使用者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方車両が生活道路に進入した際、道路が
陥没し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 319,880円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議
及び請求の申立てをしないこと。

議第 1 2 1 号

熊本市町村総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、熊本市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 3 年 8 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

熊本市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本市町村総合事務組合同規約の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

熊本市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 2 号

工事請負契約の変更について

令和 3 年 4 月 2 6 日議決された議第 9 6 号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 3 年 8 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 1 6 3, 5 9 5, 4 3 7 円」を「契約の金額 1 6 7, 0 0 4, 5 2 1 円」とする。

(提案理由)

(都) 今釜本渡港線橋梁 (A 2 橋台) 工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 3 号

工事請負契約の変更について

令和 3 年 4 月 2 6 日議決された議第 9 7 号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 3 年 8 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 5 6 7, 8 9 8, 0 7 8 円」を「契約の金額 5 7 2, 8 3 8, 1 5 2 円」とする。

(提案理由)

(都) 今釜本渡港線橋梁 (A 1 橋台・P 1 橋脚) 工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

